弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（規則第百二十二号）中一部改正公告

弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（規則第百二十二号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十四年一月二十日

日本弁護士連合会

弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（規則第百二十二号）中一部改正

弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（規則第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項を同条第五項とし、同条第三項に次のただし書を加え、同項を同条第四項とする。

ただし、第二項に規定する場合の複数の弁護士のそれぞれに対する偏在対応弁護士独立開業支援補助金の額については、五百万円を当該複数の弁護士の数で除して得た額を上限とする。

第二十一条第二項中「偏在対応弁護士独立開業支援補助金」を「第一項の偏在対応弁護士独立開業支援補助金」に改め、同項に次のように後段を加え、同項を同条第三項とする。

前項に規定する場合の複数の弁護士のそれぞれについても、同様とする。

第二十一条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けは、偏在解消対策地区に定着しようとする複数の弁護士が共同して法律事務所を開設しようとする場合においても、することができる。

第二十八条第三項中「「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則第七条の二第一項に基づく」を「「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則（規則第七十一号）中一部改正（平成二十二年四月一日施行。以下この項において「平成二十二年一部改正」という。）附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成二十二年一部改正による改正前の「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則第七条の二第一項の規定により」に改め、「弁護士法人は」の下に「、当該貸付けに係る従たる法律事務所の開設及び運営に関し」を加える。

第三十二条第一項中「特別定着支援対象地区」を「特別独立開業等支援対象地区」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項に次のただし書を加え、同項を同条第四項とする。

ただし、第二項に規定する場合の複数の弁護士のそれぞれに対する偏在対応特別独立開業等支援補助金の額については、千百万円を当該複数の弁護士の数で除して得た額を上限とする。

第三十二条第二項中「偏在対応特別独立開業等支援補助金」を「第一項の偏在対応特別独立開業等支援補助金」に改め、同項に次のように後段を加え、同項を同条第三項とする。

前項に規定する場合の複数の弁護士のそれぞれについても、同様とする。

第三十二条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けは、特別独立開業等支援対象地区に定着しようとする複数の弁護士が共同して法律事務所を開設しようとする場合においても、することができる。

第三十五条第二項第二号の改正規定は、平成二十四年一月二十日から施行し、平成二十二年四月一日から適用する。

3　第三十五条第二項第二号の改正規定は、平成二十四年一月二十日から施行し、平成二十二年四月一日から適用する。

4　第三十二条及び第三十五条第四項の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

5　改正後の第三十五条第四項ただし書の規定は、平成二十四年四月一日以降の第三十三条第一項に規定する申出に係る貸付けから適用し、同日前に受理した同項に規定する申出に係る貸付けについては、なお従前の例による。

公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を変更するので、次のとおり公示する。

平成24年２月13日　　株式会社日本政策金融公庫　代表取締役総裁　安居　祥策

廃止する場所　福島県福島市大町１番16号　株式会社日本政策金融公庫福島支店国民生活事業内、福島県福島市栄町６番６号　株式会社日本政策金融公庫福島支店中小企業事業内、群馬県前橋市本町１丁目６番19号　株式会社日本政策金融公庫前橋支店国民生活事業内、静岡県静岡市葵区常磐町２丁目５番地の１　株式会社日本政策金融公庫静岡支店国民生活事業内、静岡県静岡市駿河区南町18番１号　株式会社日本政策金融公庫静岡支店農林水産事業内、静岡県静岡市葵区黒金町59番６　株式会社日本政策金融公庫静岡支店中小企業事業内、岡山県岡山市北区田町１丁目11番13号　株式会社日本政策金融公庫岡山支店国民生活事業内、岡山県岡山市北区磨屋町９番18－401号　株式会社日本政策金融公庫岡山支店農林水産事業内

新設する場所　福島県福島市栄町６番６号　株式会社日本政策金融公庫福島支店国民生活事業内、群馬県前橋市大手町２丁目６番17号　株式会社日本政策金融公庫前橋支店国民生活事業内、静岡県静岡市葵区黒金町59番地６　株式会社日本政策金融公庫静岡支店国民生活事業内、岡山県岡山市北区柳町１丁目１番27号　株式会社日本政策金融公庫岡山支店国民生活事業内

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成24年２月13日　　岐阜県教育委員会

1　失効した免許状

氏名　大久保夏樹

本籍　岐阜県

生年月日　昭和43年６月16日

失効年月日　平成24年１月19日

免許状の種類、教科及び番号

(1)　小学校教諭一種免許状

平２小１種第628号

授与年月日　平成３年３月31日

授与権者　岐阜県教育委員会

(2)　中学校教諭一種免許状　音楽

平２中１種第805号

授与年月日　平成３年３月31日

授与権者　岐阜県教育委員会

(3)　高等学校教諭一種免許状　音楽

平２高１種第831号

授与年月日　平成３年３月31日

授与権者　岐阜県教育委員会

(4)　高等学校教諭専修免許状　音楽

平16高専第41号

授与年月日　平成16年４月30日

授与権者　岐阜県教育委員会

2　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・生年月日不詳、中年齢層の男性で身長160cm台（推定）、所持品はなし

上記の者は、平成24年１月24日宮城県牡鹿郡女川町桐ヶ崎沖女川湾北緯38度25.082分、東経141度28.276分地点の海上で発見されました。推定死亡年月日は不明。身元不明のため火葬に付し保管しております。心当たりの方は、当町町民課まで申し出てください。

平成24年２月13日

宮城県　　女川町長　須田　善明